

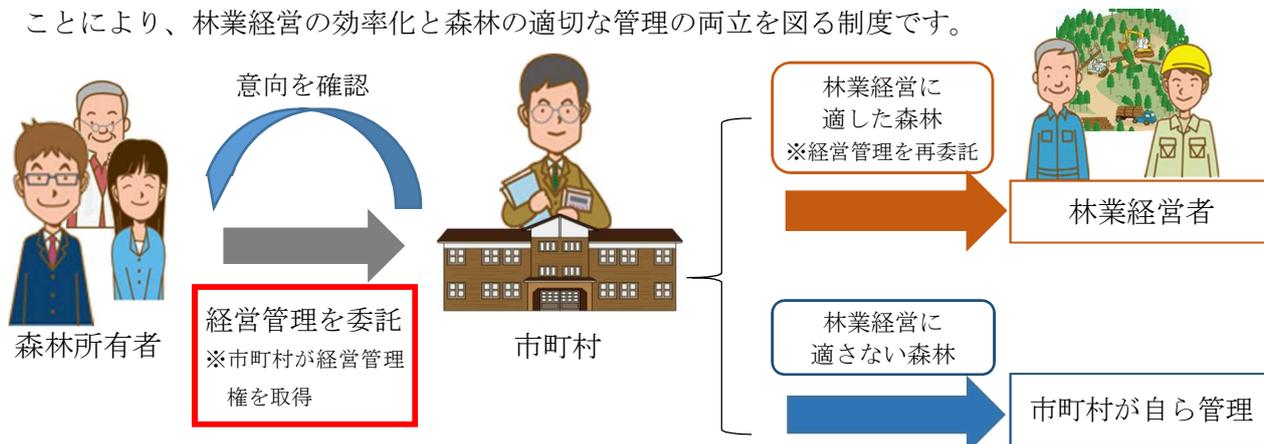
群馬県で森林経営管理制度が本格スタートしました

平成31年4月1日に森林経営管理法が施行され、新たな森林管理手法として「森林経営管理制度」が始まりました。この制度に基づき、令和3年1月22日（金）に、**高崎市・安中市**が本県で初めて、所有者から委託を受ける森林の経営管理権集積計画を公告し、経営管理権を設定します。

今後、県が認定した林業経営者により、森林整備が進められる予定です。

1 森林経営管理制度の概要

所有する森林について、所有者が自ら経営管理できない場合に、市町村に経営管理を委託し、委託を受けた市町村が、「意欲と能力のある林業経営者」へ再委託したり、市町村自らが直接管理することにより、林業経営の効率化と森林の適切な管理の両立を図る制度です。



※ 森林経営管理制度については、群馬県ホームページをご覧ください。

群馬県ホームページ：https://www.pref.gunma.jp/04/e30g_00086.html

2 経営管理権を設定する森林の概要

高崎市		安中市	
(1) 地区名	下室田町、宮沢町	(1) 地区名	上後閑字宮掛
(2) 森林面積	18.35 ha	(2) 森林面積	1.86 ha
(3) 森林所有者数	15人	(3) 森林所有者数	1人
(4) 筆数	15筆	(4) 筆数	2筆
(5) 経営管理権 設定期間	2021.1.22～2036.1.21 (15年)	(5) 経営管理権 設定期間	2021.2.1～2031.1.31 (10年)

※公告の詳しい内容については、高崎市・安中市のホームページをご覧ください。

3 問い合わせ先

環境森林部森林局林政課経営管理室（経営管理係）

電話番号：027-226-3214

